## スマートポールデザイン仕様書

## 1 本仕様書の目的

本仕様書は、東京都(以下「都」という)の「令和3年度西新宿エリアにおけるスマートポール の面的設置、運用及び検証事業(以下、「本事業」という)」における、スマートポール(ポール型、 サイネージ型)の設置にあたり、デザインに関する仕様を規定したものである。

## 2 スマートポールのデザインイメージについて

本事業で西新宿エリアに設置するスマートポールは、原則、以下に示すデザインイメージ(以下、「本デザイン」という。)を再現すること。

ただし、やむを得ない理由により本デザインの変更を行う場合には、「4 スマートポールのデザイン変更時において考慮すべき事項」に対応するとともに、変更理由を都に示し、了承を得ること。

デザインの詳細な構造については、別紙「構造図面 | 及び別紙「強度計算書 | を参照すること。



図1スマートポールのデザインイメージ

3 ポール型の柱の高さについて

ポール型の柱の高さは8メートル程度のもの(ポール A)を基本とするが、設置場所によっては10メートル程度のもの(ポール B)を提案することも可能とする。その場合、設置・運営に係るコスト及び収益等については、選択した高さを踏まえて提案書を作成すること。なお、実際の設置は都と協議の上決定する。

- 4 スマートポールのデザイン変更時において考慮すべき事項
- (1) スマートポール技術仕様書1 (1) に示す機能を全て搭載可能な構造を有すること。なお、 本体と別に附帯設備を収納する構造物を地上設置することは認めない。
- (2) スマートポールの設計風速は 60 m/s とする。なお、附属物を含め高さが 6 m 以下のものについては、設計風速を 50 m/s とすることも可能とする。
- (3) ポール型の柱の高さを 10m 程度に抑えること。また地上高さ 2.5m 以下の柱の太さは、柱寸 法 30cm 以下に抑えること。
- (4) スマートポールから突出する構造物を設置する場合、歩道上は 2.5m 以上、車道上に接する場合は 4.5m 以上の高さが確保できる構造とすること。ただし、サイネージを設置する場合は、法令等に基づき通行者の安全確保が可能な有効幅員を確保できるよう厚み等に考慮すること。
- (5) センサー類等の機器は、景観に配慮したカバー等により隠蔽を行うこと。隠蔽等が不可能な 機器がある場合には都と協議すること。
- (6) 利用者や通行者に対し、搭載機能がわかるようにピクトグラムを表示すること。表示にあたっては以下のような考慮を行うこと。
  - ア Wi-Fi や充電ポートの様に直接利用される機能は、ピクトグラム等を用いて設置されていることを、認知されやすい工夫を行うこと。
  - イ Wi-Fi や充電ポートの利用手順等を掲出すること。
  - ウ 人流測定カメラ等の設置目的、データ収集目的及びデータ保存方法等、プライバシー配慮 事項の掲出を行うこと。
- (7) 将来的な搭載機能の拡張性を考慮し、搭載機器増設や減設が容易であること、メンテナンスが容易な構造であることが望ましい。
- (8) その他、記載されていない内容の追加や記載内容の変更等は、都と協議の上、決定すること。